

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷三十四第

行發日一月一十年一十和昭

論叢

地方稅賦課の方法……………

法學博士 神戸正雄

利子歩合の決定……………

文學博士 高田保馬

新國民主義の立場……………

經濟學博士 石川興二

時論

賣上稅を論ず……………

經濟學博士 沙見三郎

研究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念……………

經濟學士 中川與之助

貨幣經濟論的立場より見たる財產稅……………

經濟學士 中谷實

保險プールについて……………

經濟學士 佐波宣平

說苑

對支クレヂツトとしての英吉利輸出信用保證制……………

經濟學博士 小島昌太郎

米穀自治管理法の實施……………

經濟學博士 八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

時論

賣上税を論ず

沙見三郎

第一 税制整理案と賣上税

一 「新税は惡税なり、舊税は良税なり」と云ふ言葉があるが或る意味に於ては至言である。論者口を開けば直ちに戸數割廢止すべしと説き新税としては賣上税を先づ第一に推奨してゐたのであるが、いざ戸數割を廢するとなると今更の如く戸數割の妙味を説き出し賣上税の創設の如きは絶對に之に反對せんと云ひ出して來たのである。而も、それが往々にして同一論者の口から洩れるのであるから、如何に舊税の改め難く新税の創め難きかを悟るのである。かくて我國の租税制度は根本的整理を加へられる事なくして現代に及び、今日に於ては可なり時代と離隔して來たのである。

此度の税制整理案は租税制度の全面にわたる思ひ切つたものであるが、矢張り問題は舊税に存

せずして新税たる財産税と賣上税と有價證券移轉税と揮發油税との四種に批難が集中せられてゐる。その中で揮發油税は燃料國策より出發してゐるから問題が最も少い。財産税は免稅點三萬圓稅率千分の一と云ふ輕微のものであつて大正十一年の臨時財政經濟調查會提案の財産税（免稅點一萬圓、稅率は千分の四より千分の十までの累進税）とは比較にならず寧ろ相續税の大幅の引上に押され氣味である。有價證券移轉税は當業者にとつては重大問題であるが租税の體系から云へば賣上税に對し補充的の意味を有するに止まる。然るに賣上税に至つては、流通税體系の中樞として最も多く伸びる餘地ある非常時財源と考へられ旁々營業税の外形標準を復活したるが如き觀を呈してゐるから、問題の焦點に置かれるのである。尤も營業税の外形標準が善いか悪いか已に問題であり更に賣上税の創設は決して營業税の外形標準の復活と解せらるべきものでないが、妙に議論が此の方向に向く様である。かくて税制整理案に對する批難の殆んど凡てを賣上税が背負ひ込んだ形である。然し筆者は賣上税こそ近代的租税であり我國財政の將來を明るくするものなりと信するが故に敢て賣上税の必要を高調したのである。

二 賣上税の是非を批判するに當つては、概念たる賣上税でなく今回の税制整理案に現はれてゐる具體的の賣上税につき其の内容を分析して然る後に批判を下さねばならない。財産税法は法三章よりなり寧ろ財産評價法の詳細なる規定によつて財産税の眞價が決するが如く、賣上税法を自體は極めて簡單なるものであつて寧ろ賣上税法施行規則の内容如何によつて賣上税が海のもの

のとも山のものともなるのである。然し只今の所では賣上税法も賣上税法施行規則も發表せられてゐないから、新聞紙上に現はれてゐる次の要綱のみが批判の唯一の資料である。

第一 課税物件

(イ) 國內に於て行はるる總ての取引に對し課税する、即ち物品の賣買取引のみならず請負業、運送業、印刷業、旅人宿業等に依る物品賣買以外の取引にも課税する。

(ロ) 自由職業の給付行爲には課税しない。

第二 納税義務者

納税義務者の範圍は大體營業收益税法と同一にする。

第三 免除

米、繭、肥料などに免税物品を認める。

第四 重複課税の防止

取引所取引税、有價證券移轉税、不動産取得税等他の流通税を課せられる取引には賣上税の賦課を見合はせて、流通税相互の重複課税を防止する。

第五 課税標準

賣上金額又は收入金額を課税標準とする。

第六 税率

(イ) 一般税率は千分の一とする。
(ロ) 百貨店の税率は千分の三とする。

第七 免税點

法人個人を問はず一年の賣上金額又は收入金額が三萬圓に達せざるときには免税する。

要綱には積極的に示されてゐないが、賣上税には地方附加税が賦課せられない様である。現行

の營業收益税にも外形標準主義の營業税にも地方附加税があつたから、此點から見ても立案者は賣上税によつて營業税の外形標準を復活する計畫でない様である。千分の一と云ふ税率であつて五回轉しても精々千分の五の程度である、三十錢の麥酒に約十五錢の麥酒税を課したり織物消費税が従價一〇パーセントに上るのを消費税と云つてゐるが賣上税は普通に云ふ消費税とはどうも違ふ様である。營業税に似てゐる様であつて營業税と異り、消費税の様であつて消費税と異つてゐる所に、營業税の特色が窺はれる。即ち立案者は、近代文明諸國の多くの財政家と同じく賣上税に流通税たる性質を與へんとしてゐるのである。然らば流通税とは果して何ぞや、更に流通税としての立場から見ると今度の賣上税は如何なる内容を有してゐるか、この二つの問題を先づ扱ひたい。

第二 流通税としての賣上税

一 近代文明諸國の租税體系を見るに、收得税體系と消費税體系とならんで流通税體系なるものが存し三者が鼎立して租税體系を形成してゐるのである。何れの租税と云へども凡て所得を税源とするものであるが、税源を推定するに用ひられる課税物件に至つては必ずしも所得たるを要せず寧ろ所得以外の種々の經濟力の表現を用ひる必要がある。凡そ個人の經濟力が外部に表はれる様式は之を分つて、財産所有の事實と營利の事實と使用消費の事實と賣買交換の事實との四つ

にする事が出来る。第一の財産所有の事實と第二の營利の事實とは個人の收入經濟をなし之に課税するものが收得税である。第三の使用消費の事實を課税物件とするものが消費税である。而して第四の個人の收支兩經濟にわたる取引關係を課税するものが流通税である。收得税と消費税とは比較的古くより發達してゐたのであるが、流通税は或は手數料にかくれ又は消費税の形をとり獨立の存在を示さなかつたのである。最近に至り流通經濟が格段の發達を遂ぐると共に、税源たる所得は單に財産所有と營利と使用消費との事實のみでは充分に理解し得ず寧ろ取引關係に表現せられる事となつた。恰も近世文明諸國の財政は從來の收利税と消費税とのみでは課税の行詰まりを來たし茲に未拓の沃野たる流通税に其の財源を求めざるを得なくなつたのである。これ流通税が近代的租税に屬する所以であつて其の代表的なるものが賣上税である。特に最近の如く複雑極まりなく且つ動搖の烈しき經濟關係の下に於ては企業のコストの計算が不可能となり賣上高のみが捕捉せられ、本當の意味に於ける純益とか所得とかは全くの擬制的のものとなつた事を考へねばならぬ。かくて學者の中には賣上税を以て租税體系全體の中心とせんとする議論を唱へる人も出て來た位である。

流通税の客體即ち流通税の課税物件は經濟流通である。經濟流通を課税するのに二つの方法がある。先づ經濟流通それ自體を捕捉するのが財産流通税である。財産の移轉を生ずる行爲即ち私權の發生、變更、移轉、消滅を生ずべき行爲それ自體に課税する租税である。經濟流通それ自體

を捕捉し得ない時には、經濟流通に關連して生ずる附屬行爲補助行爲を捕捉すべく茲に價格流通税を生ず、經濟流通に併行して文書を作成し又は經濟流通行爲を取消す事が出来ない様にし若くは之によつて得たる權利を第三者に對抗せしむる爲めにする行爲等に課税するのが價格流通税である。思ふに經濟流通の附屬行爲と補助行爲とは本來の經濟流通を窺ひ知らしめる價格を示すのが常であるから、此種の行爲に課すべき租税を價格流通税と呼ぶのである。かくして流通税は財産流通税と價格流通税とに分れるが、賣上税は有價證券移轉税と共に財産流通税に屬するのである。

試みに我國の國稅體系を收得税と流通税と消費税とに分ち、各々の租税の占むる割合を見るに、第一表を得る事が出来る。

第一表 昭和十年度の國稅收入豫算(單位千圓)

收得稅體系 (三八五、一八六)		流通稅體系 (八二、一一四)	
所得稅 (二二六、二八四)	收益稅 (一二九、九一八)	財產流通稅 (一六、三五〇)	價格流通稅 (六五、七六四)
<ul style="list-style-type: none"> 所得稅 (一九五、八八八) 臨時利得稅 (三〇、三九六) 地租 (五七、九二二) 營業收益稅 (五〇、五〇〇) 鐵業稅 (三、九〇三) 取引所營業稅 (二、六八九) 資本利子稅 (一四、九〇四) 	<ul style="list-style-type: none"> 相續稅 (二八、九八四) 取引所取引稅 (一三、八三八) 噸稅 (二、五一二) 印紙稅 登錄稅 		

消費税體系（六五三、三一三）

國內消費税（五二三、三五七）

關 税（一二九、九五六）

酒	專賣局益金（煙草）	二二二、五六二
清涼飲料	稅	一九五、七一
砂糖	消費稅	三、五八七
織物	消費稅	七八、〇二九
消費稅		三三、四六八

國稅合計（一、一二〇、六一三）

第一表を見るに我が國稅收入の五十八パーセントは消費税に屬し三十四パーセントが收得税に屬し流通税に屬するものは僅か八パーセントなりと云ふ有様であり、國稅地方税を通じて計算しても消費税三十八パーセント收得税五十六パーセント流通税六パーセントとなり、何れにしても流通税體系が他の二體系に比して著しく劣つてゐるのである。而も我國の流通税に於ては財産流通の補助行爲附屬行爲に課税する價格流通税が殆んど大部分を占め、財産流通それ自體に課税する財産流通税に至つては取引所取引税と噸税とを合して漸く千六百萬圓に達すると云ふ有様である。従つて我國の流通税體系を完備するには價格流通税よりも寧ろ財産流通税の方面に進出せねばならぬ。而して此の方面には賣上税と有價證券移轉税とが有力なる財源である。特に各國財政に於ける賣上税の地位は動かし難いものがあり、少くとも全租稅收入の三パーセントを占め多くは三十パーセントに上り先づ一二割の所が普通である。即ち收入額に於て所得税を凌駕してゐる場合が多い。

二 上述の理由に基き、賣上税は流通税體系の中の財産流通税に屬するものとして、筆者は之

を取扱ひたいのである。新聞紙上に發表せられたる要綱により賣上稅法案の内容を批判する。

第一は課稅物件である。各國の立法を見るに、百貨店稅とか奢侈稅とか製造者賣上稅とか特殊の業態又は特殊の商品又は特殊の流通過程のみを捕捉するものがあるが、白羽の矢を立てられた業態又は商品又は流通過程のみが打撃を受ける事となるから、此の意味からして一般賣上稅を採用する方が優つてゐる。今回の賣上稅は、流通過程に於ては農業者の賣上を除外したのみで製造業者も卸賣商も小賣商も凡て之を課稅する事とし、種類に於ては單に物品の賣買取引のみならず請負業、運送業、印刷業、旅人宿業等の取引にも及んでゐる。但し醫師、辯護士、著述家等の給付行爲は課稅しないのである。即ち一般賣上稅であつて特殊賣上稅より廣いのであるが、最廣義の賣上稅よりも狭くなつてゐる。

第二は稅率と免稅點とである。稅率は低くても千分の五、高い所では百分の十と云ふものがあるが、此等の例外的のものを除き普通は百分の一か二かの程度である。今度の稅制整理案では稅率を普通の賣上千分の一とし百貨店の賣上千分の三としてゐるから珍らしく低い率である。尙、國によつては普通稅率の外に低い稅率として卸賣の場合を定め高い稅率を一貫産業（多數の段階を包括する企業）又は奢侈品の取引の場合に定めてゐるが、新法案は此種の差別を設けてゐない。百貨店に餘計に課したのは、百貨店の仕入れ商品が割合に回轉度數を省略して調達されてゐる事と中小業者を保護する立場より行はれてゐるが、千分の三の率が果して妥當なりや否やについ

ては議論がある。免税點は三萬圓と定められてゐるから最低の納税額は年三十圓月二圓五十錢となる譯である。免税點を設けた事は小額の租税を徴収するの煩を避けたのと中小工業者を保護するのとの二つの目的に出たのであらうが、流通税たるの性質を多少とも曖昧にする虞がある。

但し収益税たる地租にも小自作農免税の制度を採用してゐるから大した差支は無い筈である。

第三の免税物品は未だ明瞭でないが、米と繭と肥料との三つは確かに示されてゐる。此等の商品については國家が價格の統制に乗り出してゐるのであるから、賣上税によつて價格統制を裏切る事を避けたのであらう。免税物品については二種の考察が行はれる。一は生活必需品であつて他は卸賣業者間に大量取引が行はれ利益率の極めて薄い商品である。此等の商品に對し課税を全部にわたり免除するか又は輕き税率で臨むかが問題である。又委託販賣の形式を採れる場合に何を賣上高と定めるか之をも考究する必要がある。此等の點は賣上税法それ自體にも規定する事が出来るが寧ろ賣上税法施行規則に於て周密に定めねばならぬ。但し賣上税は收得税でもなく消費税でもないから、徒らに免税物品を多くするとか免税流通過程を多く作るとかすると財産流通税たる本質を失ふ虞があるから、なるべく免除規定を避ける必要がある。

第四は重複課税の防止である。論者によつては賣上税と營業収益税とが重複課税であるとか又は賣上税と消費税とが重複課税であるとか攻撃する人があるが、筆者は此種の租税の中には決して重複課税の問題が起らないと信じてゐる。但し流通税體系の内部に於ては財産流通税相互間又

は價格流通稅相互間の重複課稅は勿論之を避くべく、財産流通稅と價格流通稅との間の重複課稅をも成るべく之を避けたいのである。取引所取引稅、有價證券移轉稅、不動産取得稅等、他の流通稅を課せられた取引に對し流通稅を課せないのは此の點より出てゐる。商品の清算取引の受渡しに賣上稅を賦課すべきや否やも一つの問題である。

要綱に示されてゐないが、賣上稅の課稅に對しては官民相互の聯絡が必要である。稅務官吏が營業を妨害せず納稅者が進んで資料を提供する様にしたものである。賣上稅の創設を以て營業稅の外形標準の復活なりと批難する人の多い時であるから、特に此點に留意すべきである。

第三 賣上稅の社會的影響

一 我國の收得稅體系は已に相當の發達をなし此上に伸びる餘地が少い、消費稅體系は生活必需品に課稅する以外には全く行詰つてゐる。これ流通稅體系に屬する賣上稅を發達せしめんとする所以である。然るに往々にして賣上稅は營業稅の外形標準の復活にして中小商工業者を壓迫するものなりとし、同時に消費者に轉嫁して大衆の生活を脅かすものなりとし、之を批難する人がある。然し此種の議論に存する尤盾を考へねばならぬ、賣上稅の全部が消費者に轉嫁するものであれば中小商工業者は困らない筈であり、又賣上稅の全部を中小商工業者が背負ひ込むのであれば消費者の生活費は従前のまゝである筈である。それよりも賣上稅が果して中小商工業者を苦し

めるものであるか、更に消費者の生活を脅かすものであるか、即ち賣上税の社會的影響につき考察を拂はねばならぬ。

二 筆者は賣上税を財産流通税なりとし従つて賣上税の創設は決して營業税の外形標準の復活にあらずと信じてゐる。流通税としての賣上税の理論的根據は前項に説明した所であるが、賣上税と營業收益税とは種々の點に於て異つてゐるのである。第一に賣上税は流通税であるから損益の有無に拘らず課せられるのであつて營業收益税と根本的に建前を異にしてゐる。土地の思惑で損しても不動産の登録税の割戻しを受くる事なく、この論理は印紙税、取引所取引税、有價證券移轉税同様に賣上税に適用せられるのである。第二に營業收益税は地方附加税の負擔の方が本税より重いのであるが、賣上税には一切地方附加税が課せられない。これは營業收益税に於て擔税者と納税者とが一致するのが原則であるに反し、賣上税に於ては納税者は明かとなつても擔税者を決定し難い爲めである。第三に賣上税の課税範圍と營業收益税の課税範圍とが交錯し必ずしも一致しない事である。賣上税では自由職業其他營業以外の取引に課する事があるので其の意味に於て範圍が廣く、逆に米、繭、肥料等を免除する事に於て營業收益税よりも範圍が狭い。第四に賣上税の方が營業收益税よりも近代的の意味を有してゐる。蓋し最近の如く經濟界の變動の著しき時に於ては賣上高は明瞭に判るが純益とか所得とかは一種の擬制に過ぎない場合があるからである。即ち企業の所得又は純益は賣上高よりコストを控除して之を計算するのであるが、經濟と

技術との變動が甚だしき今日に於てはコストの算定が困難である。これ賣上税の行はるる一理由である。最後に注意すべき事は營業稅時代に於て賣上金額は外形標準の一つであつたが決して全部で無かつた、即ち賣上金額の外に資本金額、運轉資本金額、收入金額、請負金額、報償金額、建物賃貸價格、從業者を課稅標準としたのである、従つて賣上税を以て營業稅の外形標準の復活なりと云ふのは此意味からも正確な言葉とは云へない。

假りに賣上税の負擔の全部が商工業者に轉嫁せられるとしても、打撃の大なるは大商工業者である。蓋し大商工業は賣上高に比して利益率が少く、之に反し中小商工業に於ては利益が賣上高に對し占むる比率が相當大なる數字に上るからである。現に外形標準主義の營業稅を廢して純益主義の營業收益稅を採用する事によつて減稅せられたのは大規模の卸賣業者であつて多數の中小の小賣業者には相當の増稅となつたのを見ても、此間の消息を明かにする事が出来る。大商工業が一貫産業を營む事によつて賣上税の負擔を免れ得るに反し中小商工業は一貫産業を營み得ない爲めに賣上税の負擔を全面的に受け、結局の所が賣上税の負擔に苦しむものは中小商工業者であると云ふ議論を往々にして聞くのである。然し千分の一の稅率では單に賣上税回避の目的だけで一貫産業を起す必要もなし、將來に賣上税の稅率が大幅に引上げられ一貫産業が盛んに行はれる様になれば其際には獨逸賣上税法の如く一貫産業に特別の附加稅を課する事によつて其の弊を防ぐ事が出来る。先づ以て今回の賣上税は中小商工業者よりも寧ろ大商工業者に影響する所が大な

るを知るのである。況んや三萬圓の免税點を作つてゐるのであるから、中小商工業者は殆んど賣上税の課税の範圍外に取り残される事となる。現に第二表の昭和九年の營業收益税納税人員數を調べて其の感を深くするのである。三萬圓の賣上高を有する人の營業純益を千五百圓見當と推定し其の上下の人員の比率を算定したのである。個人の方は純益金額が階段別に調べられてゐるから簡單であるが、法人の方は營業收益税納税額別より逆算せねばならぬ。即ち營業收益税五十圓を納めてゐる法人は千四百七十一圓の純益を受けてゐる譯であるから、賣上高は先づ三萬圓の邊であると見當がつくのである。

第二表 昭和九年の營業收益税納税人員數

(イ) 法人(營業收益税納税額別人員)

十圓未滿	18,464	} 38,798 (70.1%)	
十圓以上	5,969		
十五圓	3,992		
二十圓	5,049		
三十圓	5,324		
五十圓	5,618		
百圓	4,031		
二百圓	3,160		
五百圓	1,425		
千圓	932		
二千圓	656	} 16,522 (29.9%)	
五千圓	285		
一萬圓	183		
二萬圓	133		
三萬圓	57		
四萬圓	25		
五萬圓	10		
十萬圓	7		
合計	55,320		(100%)

(ロ) 個人(營業純益額別人員)

六百圓以下	343,450	} 640,448 (84.1%)
八百圓	124,146	
千圓	77,357	
千二百圓	47,648	
千五百圓	47,847	
二千圓	44,432	
三千圓	37,671	
五千圓	23,437	
七千圓	7,161	
一萬圓	4,212	
一萬五千圓	2,146	} 121,255 (15.9%)
二萬圓	859	
三萬圓	623	
四萬圓	253	
五萬圓	160	
七萬圓	127	
十萬圓	81	
十二萬圓	78	
十五萬圓	15	
合計	761,703	

第二表を見るに、賣上税の納税圏内にある人は法人に於ては約三割に止まり、個人に於ては約一割六分に過ぎない有様である。勿論例外的には中小商工業の中で賣上高の無暗に多きものがあり、従つてこの計算については多少の異議のある事は免れ得ないが、何れにしても今問題となつてゐる賣上税は中小商工業者に影響少く大商工業者に影響する所の多い事を考へねばならぬ。筆者は中小商工業者が必要なると共に大商工業者の必要なる事を痛感するものであるから、大商工業者を不當に苦しめてはならないと考へてゐる。賣上税は中小商工業者を苦しめるが故に不可なりと云ふのは決して問題の真相を傳へてゐるものでなく、寧ろ利益率少き大商工業者こそ賣上税の打撃を受ける事が大である。其の點は商慣習其他を參酌して適當なる緩和規程を賣上税法施行規則の中に設け之を避ける事が出来るのである。中小商工業者を道連れにして賣上税法に反對するよりも、大商工業が維持し難き事を卒直に披瀝して以て問題の解決に當る方が實用的であると考へる。尙、「國內に於て行はるる總ての取引」の中に輸出を包含するや否やも一問題である。

三 學者の中には賣上税の所屬を消費税體系に入れ他の特殊消費税に對し一般消費税の名を以て呼ぶ人がある。然し筆者は賣上税は本質的に消費税と異なるものなりと信じ且つ今回の賣上税は次の如き理由で流通税體系に屬すべきものなりと考へてゐる。第一に消費税ならば一回だけ課し往々にして取引の如何を問はない事もある。然るに賣上税は取引なければ課税せず取引あらば何回にても課税するのである。第二に消費税には公然たる轉嫁を許してゐるが、賣上税には公然た

る轉嫁を許さないのが常であつて現に條文に之を規定してゐる例もある。勿論、多額の賣上税が課せられたる場合にはコストが自然に引上げられ自ら物價の騰貴する事は禁じ得ないのである。然し此の種の物價騰貴は赤字公債を亂發し悪性インフレーションを起した場合よりも程度の少い事は勿論である。第三に消費税ならば特定商品のみを眼中に置き、業者が誰なるか取引高が幾許なるかを問題としない、然るに今回の賣上税は業者が百貨店なりや否やにより差別税率を設け又取引高三萬圓未満を免税してゐる。第四に消費税を課せる商品についても其れとは別に回轉度數に應じて更に賣上税を課するのである。第五に消費税は特殊商品のみに課してゐるのであるが、今回の賣上税は商品の賣買取引のみならず請負業、運送業、印刷業、旅人宿業等の取引にも及んでゐる。往々にして自由職業の収入金に賣上税を課する例もある。

以上の諸點を考へると、賣上税は消費税體系に屬すると云ふよりも寧ろ流通税體系なる獨立の範疇に入るべきものである。假りに其の全部が消費者に轉嫁するとしても今日の程度では決して大衆の生活を脅すものでなく、少くとも消費税よりも負擔の輕いものである。商品が五回轉した所で賣上税全部の負擔が千分の五に止まる。絹織物が織物消費税千分の百(從價百分の十)を負擔し、麥酒が千分の四百(三十五錢の麥酒が十四錢四厘を負擔す)の麥酒税の支拂ひ、地酒が千分の四百四十の酒税(一升一圓の第一類清酒第四種が四十四錢を支拂ふ)を負擔する事に改められるのと比較すると、僅少のものである。大衆の消費生活を壓迫する意味に於ける消費税と今回の賣上

税との間には雲泥の差が存してゐる。次に免税品をどの程度に定めるかの問題であるが、現に米が免除せられてゐる。米を賣上税より免除した事は賣上税の社會的影響を餘程強く緩和し得るものである。

四 以上二點につき考へるに今回の賣上税は決して中小商工業者を壓迫するものでなく、又大衆の消費生活を脅すものでない事を知つたのである。然しかゝる社會的影響が懸念せられる所以は、賣上税が半ば消費税類似の性質を有し半ば收得税類似の性質を有してゐる結果である。従つて賣上税は消費者にとつては消費税ほどに強く響かず又商工業者にとつては營業收益税ほどには強く響かないのである。茲に流通税獨特の長所を賣上税が具えてゐるのである。特に賣上税は財産税とならんで非常時に弾力性ある財源を供するものとして必要なる事を考へねばならぬ。非常時の最初に於ては物價騰貴しコスト之に及ばず企業家は多くの利潤を得て所得税營業收益税の收入も相當に増す事であらう。然し時局が進展し物價騰貴が行き過ぎるとコストが徒らに増して企業家の利潤が少くなり従つて所得税營業收益税は逆に減少するか又は増すにしても伸び方が少くなる虞がある。非常時のインフレーションの際に財産價格の騰貴又は商品の値上りに應じて自然増收を齎すものは財産税と賣上税とである。況んや税率を少し動かす事によつて相當の増收を齎すものであるから、財務當局としては此の兩税を斷念し難いのである。勿論、非常時財源の全部を此の兩税に求めよと云ふのではない。非常時には當然に赤字公債が増發せられ悪性インフレーション

シヨンの危険が迫つて來る。この際に、せめて赤字公債の利息だけでも増税に求める事は財政の安全感を保つ上よりしても是非必要なのである。茲に賣上税と財産税との必要が起つて來る。中には非常時が到來して後に財産税と賣上税とを作つても遅くないと云ふ説を樹てる人がある。然し平時すらも評價に異議を生じ調査に反對の起る財産税と賣上税とを感情の高まつてゐる非常時に拙速的に強行する事は果して人の和を得る道であらうか。平時は徴稅費を多少超過する程度でもよいから、冷靜なる頭腦の下に商慣習も充分に考慮に入れ非常時財源の機構だけでも平時より用意して置くべきである。非常時が解銷し、賣上税と財産税との非常時的役割が不用に歸すれば此上ない事ではないか。

第四 賣上税の將來性

要するに賣上税は新しい租税であるから世界各國に於て各種の議論を生じ特に我國に於ては未知の租税として一層多くの問題を提供してゐるのである。然し我國としては賣上税に對し割合に有利な立場にある。英國を除き世界の目ぼしい國が三十數箇國も高價なる實驗を行ひ賣上税の長短を如實に明かにした後であるから、只我國の商慣習を考慮に入れる事によつて日本的なる賣上税が出來上がる筈である。即ち財務當局は單なる歐米の模倣に止まらず或程度まで我國の商慣習を賣上税の上に書き現はす様に努力すべく、營業者は賣上税に適當する様に經營方法を改むべく、

兩者の歩みよりによつて理想的の賣上税法及び賣上税法施行規則を作る事が出来るのである。

世間には往々にして賣上税撤回論を唱へる人がある。然し賣上税を作つた爲めに新たに國家經費が増したのでなく、國家經費が不足してゐるから其の缺陷を補ふ一手段として賣上税が考へられたのであるから、もし賣上税を撤回するとせば其の收入缺陷を何等かの形で埋めねばならぬ。賣上税の缺陷を消費税の増徴で補ふか、賣上税の不足を收得税の收入で補ふか二つの外に道がなくなるのである。消費税を選ぶとせば通行税、綿織物消費税の如き大衆課税に赴く事となり餘り感服が出来ない。收得税を増すとせば所得税を引上げるのか營業收益税を引上げるのか、更に地方附加税をどう扱ふのか一體どの方面に税源を求むべきか問題となる。

賣上税の問題を解決するには現在さし當りの問題と將來非常時が來た時とを合せ考慮せねばならぬ。兩者を合せ考へて見ると原則的に賣上税を承認すべく只それより生ずる摩擦を極力防ぐ様にせねばならぬ。第一に賣上税の課税は法文よりも寧ろ取扱ひが大切である。即ち官民相互の協力がなければ紙の上でどんな立派な税法を作つても實際では悪税となる惧れがある。更に賣上税それ自體も大切であるが賣上税法施行規則の定め方如何により賣上税は良税ともなり悪税ともなる。この二條件が満たされる事を前提として筆者は今回の賣上税の創設に賛成したのである。